十二	1　放送事業者及び共聴施設管理者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、地上放送のデジタル化により発生した不要施設の安全確保の観点からの撤去及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること
十三	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること
十四	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること
十五	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること
十六	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること
十七	1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること
十八	災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること
十九	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること
二十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○文部科学省告示第六十九号

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年厚生労働省告示第一号）の施行に伴い、ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

文部科学省
経済産業省

文部科学大臣　下村　博文

ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示

ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成二十二年文部科学省告示第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第一号）」を「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省
厚生労働省告示第二号

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年厚生労働省告示第一号）の施行に伴い、疫学研究に関する倫理指針及びヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

文部科学省
厚生労働省
経済産業省

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

疫学研究に関する倫理指針及びヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示

第一条　疫学研究に関する倫理指針（平成十九年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第１の２㈡中「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」を「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」に改める。

第二条　ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成二十二年文部科学省厚生労働省告示第２号）の一部を次のように改正する。

第５章第５㈠中「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」を「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第十一号

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次の表に掲げるとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

文化庁長官　近藤　誠一

種別	名称	指定区域	許可等の事務を行う教育委員会
特別名勝	松島	宮城県宮城郡七ヶ浜町、同利府町及び同松島町のそれぞれ一部（別図のとおり）	宮城県教育委員会
		同塩竈市の一部（別図のとおり）	塩竈市教育委員会
		同東松島市の一部（別図のとおり）	東松島市教育委員会

備考　別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）